

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

【報告】

件名	(仮称) 新宿区暴力団排除条例の制定に向けてのパブリックコメントの実施について
----	---

内容は別紙のとおり

(担当部課：区長室危機管理課危機管理係)

(仮称) 新宿区暴力団排除条例の制定にあたって

皆さんのご意見をお寄せください (パブリックコメント)

新宿区では、犯罪の不安のないまちづくりとして、暴力団からの被害に遭わないために制定する予定の(仮称)新宿区暴力団排除条例(案)の骨子につきまして、パブリックコメント制度に基づき、条例制定に向けて皆さんのご意見を伺います。

条例制定に向けての区の基本的な考え方

暴力団は、殺人、強盗等の凶悪犯罪を強行し、暴力団の威力を利用して、商店や飲食店などに対し、みかじめ料などの不法な利益を要求し、また、一般市民を標的にした薬物売買や振り込め詐欺など様々な犯罪に関与しています。さらには、暴力団同士の抗争を繰り返し、けん銃の発砲等により、国民の生活を脅かしています。また近年、金融・証券・建築・不動産等あらゆる業界に進出し、これらの経済活動を隠れみよのとした資金獲得の拡大を図るなど、健全な社会経済活動を阻害している事例もあっていわれています。

こうした状況から、全国的に暴力団排除の気運が高まり、平成23年10月1日には、東京都、都民及び事業者が一致団結して暴力団排除に取り組むために「東京都暴力団排除条例」が施行されました。

そこで、新宿区においても、区の契約事務や区の施設利用などから暴力団を排除するとともに、区及び区民等の責務を明確にし、警察等との連携強化を図り、地域社会全体で暴力団の排除を推進して、区民の安全で安心な生活の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に、暴力団排除に関する条例を制定するものです。

◎ ご意見の提出について

皆さんからいただいたご意見を参考に、条例案の作成を進めていきます。

次の要領で、ご意見をお寄せください。

【意見を提出できる方】 次のいずれかに当てはまる方が、意見を提出できます。

- ・区内に住所のある方
- ・区内に事務所又は事業所がある方(法人、団体も可)
- ・区内の事務所又は事業所に勤務する方
- ・区内の学校に在学する方
- ・その他条例に直接的な利害関係があると認められる方

【提出期間】 平成24年5月15日(火)～平成24年6月14日(木)

【提出方法】 郵送・持参・ファックスで、次の提出先まで。
ただし、持参については危機管理課窓口でのみの受けとします。(土日祝日を除く。)
なお、新宿区ホームページからも意見をお寄せいただけます。

【提出先】 新宿区区長室危機管理課危機管理係(区役所本庁舎4階)
〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1
電話 03-3209-1111 内線 2210、2192、2193
FAX 03-3209-4069

【その他】 ご意見には、住所・氏名のほか、在勤・在学の方は勤務先又は学校名を記入してください。
※ 氏名等個人情報は公表しません。

意見用紙

「新宿区暴力団排除条例」の制定内容に対するご意見をお書きください。同じような項目が記載されていれば、この用紙とは別の用紙でお寄せいただいても結構です。

ご意見に対する区の考え方は、区広報紙・ホームページ上で、後日回答します。

【意見を提出できる方】

次のいずれかに当てはまる方が、意見を提出できます。

- ①区内に住所のある方 ②区内に事務所又は事業所がある方（法人、団体も可） ③区内の事務所又は事業所に勤務する方 ④区内の学校に在学する方 ⑤その他条例に直接的な利害関係があると認められる方

【提出期間】 平成24年5月15日（火）から同年6月14日（木）まで（必着）

【提出方法】 郵送、持参、ファックスで、次の提出先まで。
ただし、持参については危機管理課窓口でのみの受付となります。（土日祝日を除く。）
なお、新宿区ホームページからも意見をお寄せいただけます。

【提出先】 新宿区区長室危機管理課危機管理係（区役所本庁舎4階）
〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1
電話 03-3209-1111 内線 2210、2192、2193
FAX 03-3209-4069

【その他】 ご意見には、住所・氏名のほか、在勤・在学の方は勤務先又は学校名を記入してください。
※ 氏名等個人情報は公表しません。

氏名（法人・団体等の場合はその名称と代表者名）	
事業（事務）所名又は学校名	
住所又は所在地	

上記「意見を提出できる方」の⑤に該当する場合は、「利害関係」について、具体的にお書きください。

--

ご意見

(仮称) 新宿区暴力団排除条例(案)の骨子について

1 目的

区内において暴力団の排除活動を進めることにより、区民の安全で安心な生活の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とします。

2 定義

○ 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいいます。

○ 暴力団員

法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

○ 暴力団関係者

暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいいます。

○ 区民

区内に居住し、勤務し、通学し、又は活動する者をいいます。

○ 事業者

区内で事業(その準備行為を含む。以下同じ。)を行う法人その他の団体及び個人をいいます。

○ 区民等

区民、区内に滞在する者及び事業者をいいます。

○ 暴力団排除活動

暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれによる区民の生活又は区内の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいいます。

3 基本理念

暴力団の排除活動は、「暴力団と交際しない」「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団を利用しない」を基本とし、区、区民等及び警察その他関係機関が相互に連携、協力して推進します。

4 適用上の注意

条例の適用に当たっては、暴力団排除を推進するための取組みによって、区民等の権利を不当に侵害しないように留意します。

5 区の責務

区は、区民や事業者及び警察等関係機関との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を推進します。

6 区民等の責務

区民等は、暴力団排除活動に資する情報を知った場合には、区や警察等にその情報を提供するとともに、区が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するように努めます。

7 暴力団の威力を利用することの禁止

区民等は、債権の回収、紛争の解決等のために、暴力団員を利用したり、自分が暴力団と関係があることを利用して相手方を威圧するなど、暴力団の威力を利用してはなりません。

8 暴力団に対する利益の供与の禁止

区民等は、暴力団の威力を利用したり、暴力団の活動、運営に協力する目的で、暴力団関係者又はこれらの者が指定した者に対して、金品など暴力団の利益になるものを提供してはなりません。

9 区の行政対象暴力に対する措置

区は、区の契約や許認可等の事務に対し、暴力団の威力を示して行う不当な要求等から職員を守り、公務の適正を図るため、対処方法やその他必要な措置を講じます。

10 区の契約に係る暴力団排除の措置

区は、区が発注する工事その他区の契約により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益にならないよう、暴力団関係者の関与を防止する措置を講じます。

11 区の事務又は事業における措置

前項のほか、補助金、交付金の交付その他の区の事務又は事業により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益にならないよう、必要な措置を講じます。

12 区が設置する公の施設における措置

区が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときには、施設の利用を認めず又は利用を中止できるようにします。

13 生活保護における措置

生活保護費が暴力団の維持や存続のために支給されることとならないよう、保護を申請し、若しくは申請しようとし、又は現に保護を受けている者が、暴力団員と疑われる場合には、必要な措置を講じます。

14 広報及び啓発

区は、区民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深め、暴力団排除活動の気運を醸成するため、必要な広報及び啓発を行います。

15 区民等に対する支援

区は、区民等が暴力団排除に積極的な役割を果たすことができるよう、相談、助言、その他必要な支援を行います。

16 青少年に対する支援

青少年（18歳未満）の教育や育成に携わる者は、青少年に対し、青少年の暴力団への加入防止や、暴力団員による犯罪の被害を受けないように助言、指導します。

また、区は、青少年の教育又は育成に携わる者に対して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行います。

17 区民等の安全確保のための措置

区の施設において行われる行事に対する暴力団員の関与その他暴力団の威力を示して行う行為があると認めるときは、警察に対し、区民等の安全及び平穏な生活を確保するために必要な措置を講ずるよう要請するとともに、施設の管理者と連携を図り、適切な対応を取るよう努めます。

18 個人情報の提供

区は、区の事務事業や区の公の施設の利用などから暴力団の排除を図るため、警察等関係機関や区民等から情報の提供を受けるとともに、必要があるときは、区が保有する個人情報を警察に提供します。